

コーデックス残留農薬部会(CCPR)の 役割と最新動向について (2024年)

国立医薬品食品衛生研究所
渡邊敬浩



Codex 残留農薬部会 (CCPR)

主な付託事項 (Terms of reference)

- ・個別食品・食品群を対象とした農薬の最大残留基準値(MRL)の設定
- ・国際貿易される家畜用飼料を対象としたMRLの設定
- ・JMPR*による評価の優先度リストの作成

- ・農薬残留物を対象としたサンプリング法と分析法の検討
- ・残留物を含む食品及び飼料の安全性に関連するその他事項の検討

*FAO/WHO合同残留農薬専門家会議



CCPRはCodex委員会
下に設置され、1966年
～2007年はオランダが、
それ以後は中国が
議長国を務めている。

CCPR最大の役割

Codexの枠組みにおけるMRLの設定

Codex総会により最終採択されたMRLが**CXL** (Codex MRL)と呼ばれることもあります。



- ・農薬残留物を含む食品や飼料の安全性に関連した諸問題の検討
- ・残留農薬検査のためのサンプリングと分析に関する検討
(現在、個別の方法は検討されていない)

わが国がとるべき行動

消費者の健康保護、公正な食品貿易の観点から、より適正なCXLが設定されるように、CXLの議題に限らず各議題に積極的に関与すること。

農薬の定義

Pesticide means any substance intended for preventing, destroying, attracting, repelling, or controlling any pest including unwanted species of plants or animals during the production, storage, transport, distribution and processing of food, agricultural commodities, or animal feeds or which may be administered to animals for the control of ectoparasites. The term includes substances intended for use as a plant growth regulator, defoliant, desiccant, fruit thinning agent, or sprouting inhibitor and substances applied to crops either before or after harvest to protect the commodity from deterioration during storage and transport. The term normally excludes fertilizers, plant and animal nutrients, food additives, and animal drugs.

要約すると、

- ・食品や農産品、家畜飼料の生産等における、病虫害の予防や管理等を意図する物質。動物の寄生虫管理に使われる物質を含む。
- ・成長調整のための物質を含み、作物の収穫前後で使用される。
- ・肥料や食品添加物、動物用医薬品は含まない。

MRL (Maximum Residues Limits)の定義

MRL is the maximum concentration of a pesticide residue (expressed as mg/kg), **recommended by the CAC to be legally permitted** in or on food commodities and animal feeds. MRLs are based on **good agricultural practice (GAP) data** and **foods** derived from commodities that comply with the respective MRLs **are intended to be toxicologically acceptable**.

Codex MRLs, which are primarily intended to apply in international trade, are derived from estimations made by JMPR.

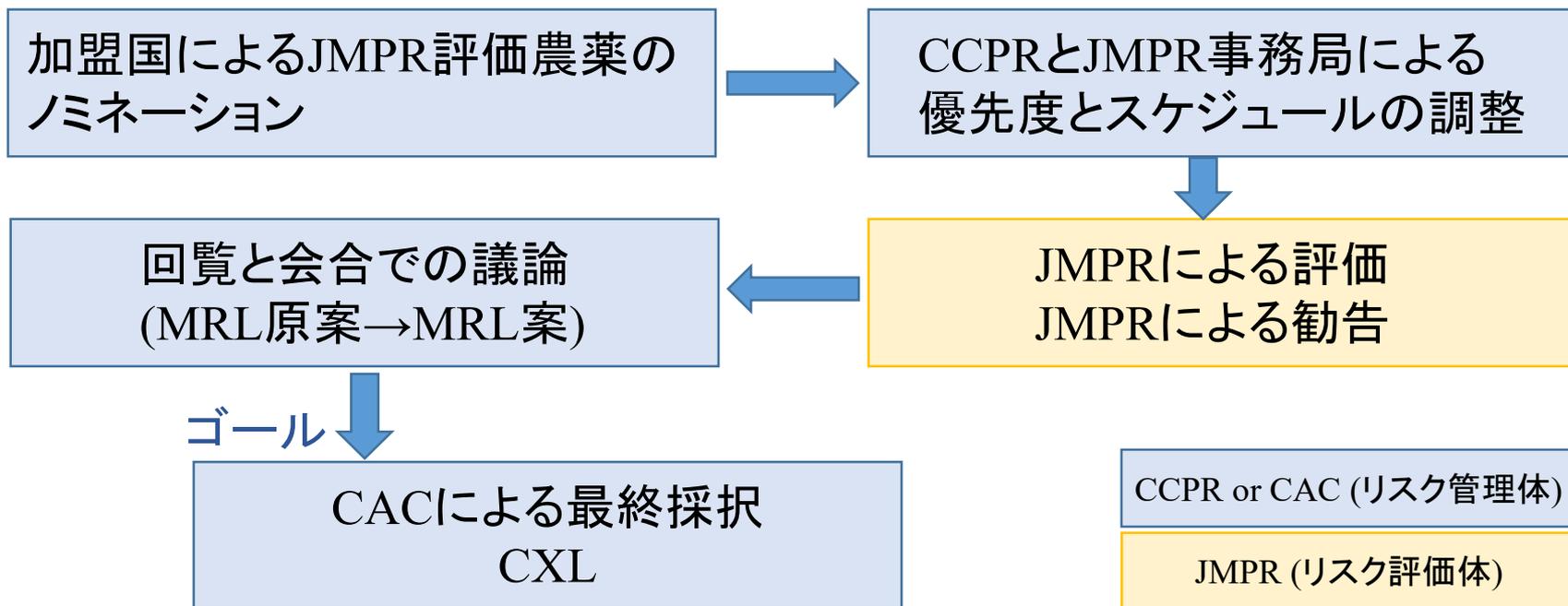
要約すると、

- MRLは、Codex委員会(CAC)により、食品並びに家畜飼料に含まれることが**法的に許容される**として勧告された農薬残留物の最大濃度。
- **適正農業規範(GAP)のデータに基づいている。**
- 適合した品目を材料として生産された食品は**毒性学的に許容可能**。
- 国際貿易における適用を意図。
- JMPRによる評価の結果に基づく。

CXLの設定と見直し

CXLの設定

スタート

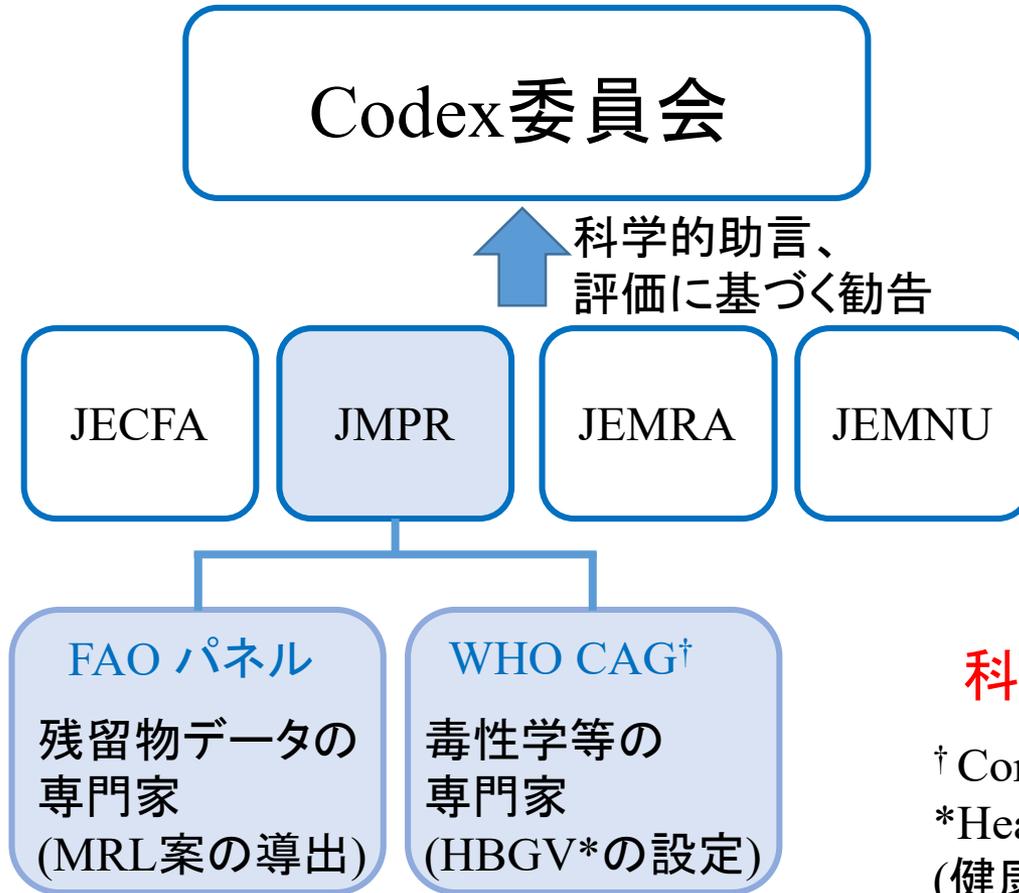


CXL見直し(Periodic review)

・最初の評価から15年以上経過した農薬*について、現在の科学的な水準に基づき改めて評価する。

*公衆衛生への懸念等のある農薬はノミネーション要請がされる。

CCPRとJMPR (リスク管理主体とリスク評価主体)



科学的知見、解析と評価

† Core Assessment Group

*Health Based Guidance Value
(健康影響に基づく指標値)

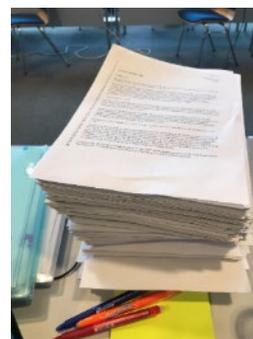
- JECFA; Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives and Contaminants
JMPR; Joint FAO/WHO Expert Meeting on Pesticide Residues (FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)
JEMRA; Joint FAO/WHO Expert Meeting on Microbiological Risk Assessment
JEMNU; Joint FAO/WHO Expert Meeting on Nutrition

JMPRによる議論

FAOパネルによる議論



- ・世界中から専門家が参集
(地域バランスを考慮)
- ・ほぼ全ての専門家が自国のMRL設定に関与



←ある1日に使用した
評価書案

- ・農薬毎に担当者を決定
- ・担当者は事前に評価書案を作成
- ・評価書案を基に作成された勧告書について、複数回議論
- ・可能な限り合理的な内容となるまで議論を尽くす。
- ・約2週間、概ね毎日8:00～21:00、会議
- ・FAOとWHOの専門家は必要に応じて協議する。

CXLのインパクト

食品安全に関しては、Codex 委員会が策定する規格、基準値、規範、指針等の各種文書(Codex文書)が国際標準となる。

SPS協定*; Agreement on the application of Sanitary and Phytosanitary Measure (衛生植物検疫措置の適用に関する協定)

第三条 措置の調和

加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針 又は勧告に基づいてとる。

*我が国も加盟するWTO (World Trade Organization;世界貿易機関)が策定した包括協定(WTO協定)の付属書の1つ。科学的な原則に基づいた措置をとることも、本協定に明示されている。



WORLD TRADE
ORGANIZATION



国立医薬品食品衛生研究所

National Institute of Health Sciences

CCPR第55回会合

2024年 6/3-8の日程
(他に、5/28と5/29にVWG開催)

議題番号	議題
6	食品並びに飼料における農薬の最大残留基準値案(Step 7)及び原案(Step 4)
7	保証期間を超えて保存されている農薬の参照物質並びに保存溶液の純度と安定性のモニタリングに関するガイドライン (Step 4)
8	定期的レビューが予定されており公衆衛生上の懸念がないが、データ提供等において製造事業者等のサポートが得られない化合物の管理
9	各国の農薬登録に関する情報
10	JMPRによる評価/再評価のためのCodexのスケジュールと農薬の優先リストの策定
11	CCPRとJMPRによる実施手順の強化
12	CCPRとCCRVDFの間の作業の調整：農薬と動物用医薬品の両方として使用される化学物質に関するCCPR/CCRVDF合同作業グループ-作業状況
13	トマト並びにペッパーを対象とするMRLsを対応するナスのMRLsとして外挿することに関するCCPR前回会合による決定の解析

・議題13に時間が浪費された印象。

一部抜粋。全16議題

→Global Pulse Confederation(GPC)がJMPR報告書からトマトとペッパーの作物残留試験データを抽出して独自解析。その結果から、ナスへのMRLの外挿を提案。

→通常の一部しか評価されていないがCACによる採択を求める。

(結論は、6剤についてJMPRが再評価することに)

- ・代謝物・分解物として区別される有効成分を含む農薬の管理について
 - チオファネートメチル(077 Thiopante-methyl)は分解されてカルベンダジム(072 Carbendazim)を生じる。どちらも農薬の有効成分。
 - 2023JMPRにおいてカルベンダジムの定期的再評価が実施されたが、毒性データ不足のため、これまでに(30年以上前に)設定されていたADIとARfDがともに削除された。
 - カルベンダジムのCXLは40以上の品目を対象に設定されている。
 - チオファネートメチルのCXLはアーモンドにしか設定されていない。
 - カルベンダジム、チオファネートメチルともに使用している国が多数あり、カルベンダジムのCXLの廃止は貿易への影響が大きい。
 - 必要とされる毒性データの提出を1年待ち、2025JMPRにおいて結論が得られなければCXLを廃止する。
 - わが国にも多くの品目にMRLが設定されている(カルベンダジム換算量として)。
 - どうする？
- ・ネオニコチノイド系農薬の花粉媒介者への影響
(EUの主張に対してわが国は明確に反論。)
 - EU:花粉媒介者の世界的な減少への影響が懸念される。
 - わが国:EUの見解には合意しかねる。農薬の使用方法が重要なのであって、農薬残留物と花粉媒介者のリスクとは比例関係にはない。MRLは環境問題を扱うための適切なツールではない。

Codexのマンデートと環境問題 第55回会合(2024年開催)における議論

・第53回会合以来、EUはCXL設定の留保理由に**地球環境影響**(environmental issues of a global nature)を挙げるようになった。

→“地球環境問題は、今後の注視に値する課題であり加盟国はどのように取組んでいくかを考えるべきであるが、現在はCodexのマンデートに含まれておらず、それを検討するために必要とされる時間もない。”として議論は中断された。

しかし、Agri-food system においても、sustainability は大きなトピックへと認識変化

→全てではないが、一部をマンデートにしようとする“雰囲気”を感じる。

→Environmental inhibitors(EIs; 環境阻害物質と呼ばれるが、実際は環境悪化抑制物質)

→第55回会合ではEIsに関するSide eventを開催

Moderator: Aaron Niman (U.S. EPA)

Steve Wearne

Raj Rajasekar

Vittorio Fattori, (FAO)

Magdalena Niegowaska Conforti (FAO)

Warren Hughes(Australia), Yongning (China)

EIsを農薬として管理できるか

